

# 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会



本新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会に付託された事項について調査結果を報告します。

令和4年3月16日

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会

委員長 佐藤 雅洋

宮崎県議会議長

中野 一則 殿



## 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会報告書目次

I	特別委員会の設置	7
II	調査活動の概要	7
1	本県の地域医療体制、感染症予防及びワクチン接種等について	8
(1)	新型コロナウイルス感染症に係る県の対応	8
①	医療提供体制	8
②	検査体制	9
③	ワクチン接種スケジュール	10
④	県立病院の対応	10
⑤	取組の検証	11
⑥	対応方針の見直し	12
(2)	県への提言	12
①	医療提供体制の強化	12
②	検査体制の拡充	13
③	ワクチン接種の推進	13
④	過去の感染拡大における検証と効果的な情報提供	13
⑤	行動要請の緩和への転換	13
2	学校における対応について	14
(1)	県教育委員会の対応	14
①	県立学校における新しい生活様式の実践	14
②	G I G Aスクール構想の加速による学びの保障	14
③	施設改修等	14
④	第5波における対応	14
(2)	学校等の対応	15
①	県立高鍋農業高等学校	15
②	県立都城泉ヶ丘高等学校	15
(3)	県への提言	16
①	児童生徒の負担軽減	16
②	教員のICT能力向上	16
③	産業教育実習の更なる推進	16
3	県内の経済・観光対策について	17
(1)	新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響	17

① 業況判断	17
② 商工関連分野	17
③ 農畜水産分野	18
(2) 経済対策に係る県の取組	18
① 商工観光労働部の取組	18
ア 事業継続と雇用維持のためのセーフティネット強化	19
イ コロナ下の経済活動を支える安全・安心の環境整備	19
ウ 経済活動再開後の需要回復対策	19
エ 経済の再生と成長につなげる取組の支援	20
② 農政水産部の取組	20
ア 県民のくらしと地域の雇用を守る政策	20
イ 地域経済の再生に向けた対策	21
ウ 本県の新たな成長につなげる取組	21
エ 総合農業試験場の取組	22
(3) 団体・企業等の取組	22
① 宮崎県信用保証協会、中小企業再生支援協議会	23
② 一般社団法人高千穂町観光協会	23
③ 延岡市駅前複合施設エンクロス	24
④ 日本情報クリエイティブ株式会社	24
⑤ 株式会社ワン・ステップ	25
(4) 県への提言	25
① 経済対策	26
② 観光対策	26
③ 雇用対策・人材育成	26
④ 今後の事業継続のあり方	26
⑤ 社会経済の変化を本県の発展につなげる取組	27
III 結 び	27
IV 委員会設置等資料	29
1 特別委員会の設置	31
2 委員名簿	32
3 委員会活動経過の概要	33
《参考資料》	37

## I 特別委員会の設置

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会は、令和3年4月臨時会において、感染症対策の強化及び医療体制・県内経済の安定へ向けて所要の調査活動を行うことを目的として設置されたものです。

## II 調査活動の概要

本県における新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月に1例目が発生して以降、令和4年3月1日時点で18,981人が感染し、94人の命が奪われるなど極めて大きな社会影響を及ぼしています。

今年度は、感染力の強い変異株「デルタ株」のまん延により、第4波の5月と第5波の8月に、県独自の緊急事態宣言を発令、特に第5波においては、8月27日から9月30日までの期間にまん延防止等重点措置が適用となるなど、かつてない感染爆発に見舞われ、医療崩壊の危機に直面する事態にまで発展しました。

10月1日に、まん延防止等重点措置が解除された後は、ワクチン接種の進展に伴い、感染状況が落ち着くなど、経済回復の兆しが見えてきたところではありますが、新たな変異株「オミクロン株」のまん延により、年が明けて1月に入ってから、今までに無いスピードによる感染拡大が発生し、第6波に突入しました。1月21日からは、まん延防止等重点措置が適用になり、同日より、重点措置区域として、宮崎市、都城市、延岡市及び三股町が指定され、同月25日からは、全市町村が指定されました。このまん延防止等重点措置の適用期間は、当初2月13日までの期限でしたが、感染の高止まり等、ピークアウトという状況までには至らず、3月6日まで延長となりました。

このように、断続的に起こる感染拡大の波により、経済回復の足がかり、タイミングがつかめない中、経済への影響は長期化かつ深刻化しています。

このような状況において、県民の命と健康を守ることを最優先に、医療提供体制の強化をはじめ、検査体制の充実、ワクチン接種など、現在の感染拡大防止の取組を継続していくことはもちろんですが、並行して、経済活動基盤の維持だけにとどまらず、新たな変化、更なる発展に舵を切っていかなければ、この冷え切った経済を押し上げることは大変厳しい状況であると認識しています。

新たな変異株の発生や拡大状況に注視しつつ、県民が一丸となり、様々な選択をしながら、新型コロナウイルス感染症との闘いを継続していかなければなりません。

昨年度においても、新型コロナウイルス感染症等に係る特別委員会を設置し、所要の調査を行ってまいりましたが、世界的にコロナ禍が長期化する中、ワクチンや治療薬の開発等、新たな情勢の変化に伴い、引き続き、様々な課題等に対応していかなければならない状況を踏まえ、今年度においても特別委員会を設置することとなりました。

今年度は、①本県の地域医療体制等に関する事、②感染症予防等への対応に関する事、③学校における対応に関する事、④ワクチン接種に関する事、⑤コロナ禍における経済・観光対策に関する事の5項目を調査事項として、所要の調査活動を行ってまいりました。

調査に当たっては、関係部局に調査事項についての現状や課題、施策等について説明を求めるとともに、関係団体や企業等の現地調査を実施するなど、現状把握等に努めたところです。

当委員会の活動経過については資料のとおりですが、ここで総括して報告します。

## 1 本県の地域医療体制、感染症予防及びワクチン接種等について

### (1) 新型コロナウイルス感染症に係る県の対応

新型コロナウイルス感染症に対しては、現在も、福祉保健部を中心に全庁をあげた対応が行われているところです。断続的に発生する感染拡大に対する体制強化、ワクチン接種体制の構築などの対応すべき課題が多い中、新たな変異株の発生など、常に変化する状況に対処してきました。

#### ① 医療提供体制

本県では、第5波までの新型コロナウイルス感染症の感染者拡大の状況を踏まえ、次の感染拡大に向けた医療提供体制について、随時、強化を図ってきました。

入院受入病床については、平常時から感染拡大時においては225床を中心に運用し、国のレベル3相当の緊急時には265床、国のレベル4相当の非常時には、最大で339床の病床を確保しています（令和3年11月25日時点）。

また、入院病床を有効に活用するために、回復期の患者を受け入れる後方支援病院の確保も同時に進めており、59医療機関の協力体制を構築しています（令和3年11月25日時点）。

併せて、宿泊療養施設・居室の確保に努め、5施設450室を整備し、今後は5施設の同時運用に向け、人員の確保及び広域運用のための搬送体制の確立に向けて取り組んでいます（令和3年11月25日時点）。

7月から始まった第5波については、感染力が極めて強い変異株「デルタ株」への急速な置き換えが進む中、増加する自宅療養者等への対応を更に強化する必要が生じ、パルスオキシメーターの貸与や、希望者への食料等の生活支援セットの配送、ひまわり荘の敷地内に宮崎県重症化予防センターを設置し、重症化リスクを有する療養者への対応を行ってまいりました。

自宅療養患者等の健康管理については、医師・看護師の電話や訪問による健康観察を各保健所管内で行うとともに、外来診療に対応する医療機関の確保に努めてまいりました。

また、これらの体制強化のため、食料等の生活支援セットの配送体制の確保を進め、医師・看護師による健康観察体制については、保健所と連携して対応できる訪問看護ステーションを45機関確保しています（令和3年11月25日時点）。

併せて、状態が悪くなった自宅療養者等への適切な外来診察を行う医療機関に対する支援事業を、12月補正予算により措置し、自宅療養者等の適切な初期治療を行い、必要に応じて検査の実施、症状に応じた適切な入院調整を行うなど、安心して療養できる体制の構築を図っています。

重症化予防の推進については、抗体カクテル療法を実施する協力医療機関を21機関確保するとともに、宮崎県重症化予防センターを活用しています。

今後、経口治療薬の承認へ向け、その処方体制の構築について、準備を進めている状況です。

なお、感染拡大時における保健所等の体制については、県職員を多数動員し、県庁全体で乗り切ってきました。今後の感染拡大に向け、第5波を上回る規模で感染者が急増した場合においても、迅速かつ臨機応変に対応ができるよう、全庁的な人員体制を整備しています。

## ② 検査体制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、基本的な感染対策の徹底に加え、積極的・戦略的な検査、疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じることが重要です。

本県では、保健所が積極的疫学調査に基づく幅広い検査を継続し、感染状況に応じて繁華街や高齢者施設等への一斉検査を実施するとともに、新たな変異株に対する早期探知の検査を実施する体制を構築しています。

これらに加え、令和3年7月からは県境往来者向けのPCR検査の支援、9月からは一般県民向けのPCR検査の支援を行っています。

県境往来者向け支援については、帰省者やビジネスによる来県者、県外を往来する県民を対象に羽田、伊丹、福岡の各空港内での検査や郵送による検査を実施しており、不特定多数の方と接触する機会がある公共交通利用者は無料とし、より受検しやすい体制となっています。

また、一般県民向け支援については、感染に不安を抱える県民を対象に、県内5箇所に来店型検査センターを設置し、県民の安全安心を高める体制を構築しています。

なお、検体の検査については、検査機械を宮崎駅前に設置し、結果判明までに要する時間の短縮を図るとともに、約30分で検査結果が判明するエクスプレスPCR検査の新たなサービスを開始しています。

更に、国のPCR検査等の無料化の方針を踏まえ、感染拡大時においても、感染リスクを低減させることにより行動制限の緩和を可能とする「ワクチン・検査パッケージ制度」の利用促進や、感染拡大傾向時の検査促進による感染拡大防止を図るため、12月補正予算

にて措置した新型コロナウイルス検査促進事業により検査を無料化するなど、検査体制の強化に取り組んでいます。

### ③ ワクチン接種スケジュール

本県においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、迅速なワクチン接種を進めてきました。

昨年2月から始まった医療従事者の先行接種、優先接種を皮切りに、4月からは高齢者への接種が始まり、各市町村においても、7月末までに高齢者への接種が完了するスケジュールで接種に取り組んできました。

高齢者への接種進捗に応じて、若年層への接種も始まり、企業や大学等における職域接種の推進や、県主催の大規模集団接種の実施による接種機会の確保を行うとともに、若年層の接種率向上に向けた対策の強化として、6月からは県の会場においても接種対象を12歳以上に拡大しました。

若年層への接種に関しては、ワクチンの効果や副反応に関する正しい情報等について、ポスター・チラシの作成、新聞・テレビ等の広報媒体を活用した啓発などを展開し、幅広く予防接種への理解を浸透させ、県民自らが接種の判断を行うことができるよう取り組んでいます。

これらの取組により、12歳以上の対象者の接種率は84.5%となっています（令和3年12月2日時点）。

3回目のワクチン接種については、医療従事者が12月から順次接種を開始していますが、変異株である「オミクロン株」の感染状況や国の接種間隔の見直しにより、高齢者接種・一般接種の前倒し、12歳未満の接種の早期実施が予定されています。

### ④ 県立病院の対応

3県立病院においては、新型コロナウイルス感染症の発生当初より、各医療圏の感染症指定医療機関や協力医療機関との間で、受入体制の整備方法や患者受け入れのノウハウについて、ウェブ会議等で情報の共有を図るなど、リーダー的な役割を果たしています。

院内感染対策に万全を期しながら、一部の職員に過度の負担が集中しない体制の構築や職員の心のケアの更なる充実に取り組んできました。

また、他の医療機関との役割分担のもと、中等症以上の患者や看護必要度の高い患者の積極的な受入れを実施しつつ、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の円滑な転院ルールの確立など、持続的・安定的な医療提供体制を実施してきました。

今年度については、宿泊療養施設及び保健所に、医師・看護師をDMATとして派遣し、患者の健康観察等を実施するとともに、ワクチン大規模集団接種会場等において、医師・薬剤師及び看護師がワクチン接種業務に従事し、早期のワクチン接種完了に協力してきました。

また、ひまわり荘敷地内に開設された県重症化予防センターにおいて、医師・看護師が

重症化を予防する抗体カクテル療法や点滴などの医療的措置を実施しています。

長期化するコロナ禍において、新型コロナウイルス感染症患者の持続的・安定的な受入れに向けた院内体制を維持しつつ、地域の医療機関とも連携しながら、県立病院が本来担うべき救急医療や高度・急性期医療等との両立を図っています。

## ⑤ 取組の検証

今後の新型コロナウイルス感染症への対応、また、将来に向けた本県の感染症対策を構築していく上で、これまでの取組について検証することは極めて重要です。

本県における第5波の分析・検証の概要については、以下のとおりです。

- ・ 第3波と第5波は大体同じ期間であったが、第5波の感染者数は、第3波の約2倍の3,070人が陽性と確認された。
- ・ クラスターの発生数についても、第3波、第4波と比較して、第5波は約2倍の48件であった。
- ・ 致死率は、第3波の1.3%に対し、第5波は0.5%と低くなっており、重症化率も、第3波の1.5%、第4波の1.7%に対し、第5波は0.7%まで低下している。
- ・ 1日当たりの入院患者、重症者数、宿泊療養者の最大値は、第5波で過去最大の数値を記録した。
- ・ 自宅療養者の最大値は、第5波では800人と大きく増加し、第3波、第4波の3倍以上であった。
- ・ 第5波では、県外との往来・接触により、県内に感染が持ち込まれ、家族・親族が職場等を通じて拡大したと推測される。
- ・ 第5波におけるクラスターは、第4波と比較し、職場での発生が増加した一方で、早期の営業時間短縮要請により接待を伴う飲食店等の発生は減少した。
- ・ 一方、高齢者施設等での1日あたりの施設療養者の最大値は、第3波、第4波と比較すると、第5波では10人とかなり低かった。
- ・ 高齢者へのワクチン接種の進展により、感染者に占める高齢者の割合が少なくなり、致死率・重症化率は低い水準となっている。
- ・ 宮崎・東諸県、日向・東臼杵圏域では、患者急増に伴い、広域での入院調整が必要となった。

国において、感染力がデルタ株の2倍となった場合でも対応できるよう医療体制を強化する旨の方針が示されたことにより、本県においても、引き続き、入院受入病床の更なる確保に努めていくこととし、現在実施している感染拡大防止に係る取組は継続しつつも、日常生活と社会経済活動の維持を図るため、行動要請の緩和についても検討していくこととしています。

## ⑥ 対応方針の見直し

ワクチン接種の進展や新たな治療薬の開発等により、重症化リスクが低減しつつあり、医療提供体制の強化により、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な医療提供が可能となってきました。

今後は、感染リスクを引下げながら、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることが必要であることから、国の基本的対処方針の見直しも踏まえ、県の対応方針の見直しを行いました。

県の方針としては、今後の感染拡大に向けて、医療提供体制の更なる強化を図りながら、ワクチン接種を一層推進させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図っていくこととしています。

今後の対策としては、医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化、追加接種を含めたワクチン接種の更なる推進、「ワクチン・検査パッケージ」をはじめとする国の新たな方針を踏まえた行動制限緩和等への対応を行っていきます。

この方針に基づき、県の対応方針上の行動要請も緩和し、更に、ひなた飲食店認証制度、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限や不要不急の往来自粛の制限を緩和します。ただし、感染拡大期において、病床のひっ迫等が懸念される場合は、必要な行動制限を行います。

県独自の警報区分（緊急事態宣言、感染拡大緊急警報等）や感染状況区分（赤圏域、オレンジ区域等）など、県民の認知が進み、一定程度定着している仕組みは継続します。

県全体の「新規感染者数」の状況から「医療ひっ迫」の状況を重視して、県独自の警報（感染拡大緊急警報、緊急事態宣言）等の発令基準を見直しました。

引き続き、圏域ごとの「新規感染者数」の状況を重視するものの、感染警戒区域（オレンジ区域）及び感染急増圏域（赤圏域）の指定は、従来の2倍程度の新規感染者数を目安に運用していきます。

## (2) 県への提言

新型コロナウイルス感染症に関しては、過去の感染拡大の波について、不断の分析・検証を行い、医療提供体制の強化、検査体制の強化、ワクチン接種の推進など、これまでの対策を継続・強化することにより、県民の命と健康を損なう事態を回避することが重要です。

同時に、長期化するコロナ禍により冷え切った経済活動の活性化へ向けて、感染リスクを引下げ、感染拡大を防止しながら、日常生活及び経済活動を継続させることも重要であり、ワクチン・検査パッケージ制度の活用など、行動要請緩和への転換を進めていく必要があります。

### ① 医療提供体制の強化

- ・ 今後も感染拡大の波が発生する可能性を踏まえ、必要な病床や宿泊療養施設の確保、

訪問看護ステーション等との連携により自宅療養者への監視強化が可能となるよう体制整備を更に進めていくことを要望します。

- ・ 病床確保のため、後方支援医療機関との連携・体制の構築を更に進めていくことを要望します。
- ・ 医療提供体制の強化には、それに対応するマンパワーが必要であることから、資格（医師、看護師、臨床検査技師、臨床工学技士等）を有しているが、現在従事していない人材の掘り起こしや人材育成に今後とも努めていくことを要望します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の軽症から中等症患者に対する有効な中和抗体薬の投与や、今後、承認されることが期待される治療薬の確保について、医療機関や関係機関との連携・情報共有を密に行うことを要望します。

## ② 検査体制の拡充

- ・ 水際での対応が重要であり、県境往来者の検査体制を継続するとともに、検査回避等につながらないよう積極的かつ丁寧な情報発信を行うことを要望します。
- ・ PCR検査結果が陰性であっても、場合によっては、後に陽性となる可能性もあるので、日頃からの感染防止対策の徹底について情報発信を行うことを要望します。
- ・ 過去の動向を踏まえ、感染地域のみならず、感染防止のため、高齢者施設などの必要な施設等に対する幅広い頻回実施など、その取組を引き続き行うことを要望します。

## ③ ワクチン接種の推進

- ・ ワクチン接種にあたっては、リスク及び効果の情報発信を丁寧に行い、県民の理解により、接種が推進されるよう取り組むことを要望します。
- ・ 様々な啓発に加え、企業に対しては、従業員がワクチン接種しやすい職場環境づくりについて、関係団体との連携を図ることを要望します。
- ・ 3回目のワクチン接種がスムーズに実施できるよう、市町村、医療機関、関係団体と十分に連携を図ることを要望します。

## ④ 過去の感染拡大における検証と効果的な情報提供

- ・ 次の感染拡大の際の効果的な対策につなげるため、過去の感染拡大の原因・傾向・対応についての検証を継続して行うことを要望します。
- ・ 感染状況、感染拡大の傾向・原因、変異株についての正確な情報など、状況の変化に即応した提供を行い、県民の行動変容に資する気運醸成を図ることを要望します。
- ・ 市町村、関係団体・機関との連携を密にし、社会の感染拡大への耐性を高めていくためにも、必要な情報については共有を図っていくことを要望します。

## ⑤ 行動要請の緩和への転換

- ・ ワクチン接種の推進、PCR検査体制の充実、医療供給体制の強化により、医療ひっ

迫を回避できる可能性が高まりつつある中、社会経済活動の再開・継続を同時に進めていくためにも、ワクチン・検査パッケージ制度の活用や、ひなた飲食店認証制度の周知徹底を行い、行動要請の緩和へ転換を図っていくことを要望します。

- ・ 行動要請の緩和の内容、適用については、新たな変異株の特徴や感染状況等、様々な状況を踏まえ、柔軟に対処していくことを要望します。

## 2 学校における対応について

### (1) 県教育委員会の対応

これまで、新型コロナウイルス感染症により、学校の臨時休業をはじめ、各種スポーツ大会・学校行事等の中止・縮小など、様々な影響を受けてきたところですが、このような中においても、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していく必要があります。

本県では、学校における感染及び拡大のリスクを可能な限り減らした上で、学校運営を継続させるため様々な対策を講じてきました。

#### ① 県立学校における新しい生活様式の実践

児童生徒の安全・安心を第一に、国が示した「新しい生活様式」を参考とした「宮崎県立学校における新しい生活様式」を策定し、家庭と連携した検温、マスク着用、こまめな換気、身体的距離の確保など10項目を示し、各学校で感染拡大防止策を徹底するよう指導を継続しています。

#### ② G I G Aスクール構想の加速による学びの保障

全ての子どもたちの学びを保障するため、県立学校の I C T環境の整備を推進しています。国が進めるG I G Aスクール構想を前倒しで加速させ、端末については、公立小・中学校では1人に1台、県立高校では2人に1台の整備を令和3年度内に完了する見込みです。

また、9月補正予算により、低所得世帯の生徒に貸与するタブレットP C3,400台を導入し、環境整備を進めています。

#### ③ 施設改修等

県立学校等における衛生環境を改善するため、トイレの洋式化等を推進しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、校外での専門技術習得のための学習機会が減少したことから、産業教育の学科を有する県立高校において、金属加工機械、介護実習用ベッドなどの実習設備を整備し、活用を図っています。

更に、通学時の密集状態を回避するために、特別支援学校のスクールバスを増便しています。

#### ④ 第5波における対応

第5波では、全国的に小・中・高校生を含む若年層の感染者数が増加したことから、新学期を迎えるにあたり、子どもたちを感染拡大から守り、その学びを保障するための取組を強化しています。

- ・ 新学期を迎えるにあたり、各家庭での危機意識を高め、児童生徒の健康・安全確保に努めていただくよう、保護者への啓発。
- ・ やむを得ず学校に登校できない生徒等に対し、オンラインを活用した学習指導を実施。
- ・ 接種を希望する教職員に対し、県の大規模接種や市町村ごとの接種を奨励。
- ・ 県立学校においては、陽性者が判明した場合は、保健所の判断を待たずに、感染の可能性が少しでもある学級や学年、学科、場合によっては全校生徒を速やかに自宅待機させ、保健所による濃厚接触者の特定を待って、登校できる範囲を決定。
- ・ 教職員や即時帰宅が困難な児童生徒への抗原検査簡易キットの活用。
- ・ 分散登校や時差登校、昼食の自席黙食指導等。

## (2) 学校等の対応

学校等の新型コロナウイルス感染症への対応状況や課題について調査するため、県立高鍋農業高等学校（7月27日）、県立都城泉ヶ丘高等学校（10月21日）へ現地調査を行いました。

### ① 県立高鍋農業高等学校「コロナ禍における産業教育の現状と課題」

県立高鍋農業高等学校は、県内唯一の文部科学省指定（SPH（スーパープロフェSSIONALハイスクール））の農業経営者育成高校であり、先進機械導入により、更に高度な知識・技能を身に付け、第一線で活躍できる産業人材を育成しています。

専門技術取得のためには、校内の実習だけでなく、校外の地域や関係機関との連携が必要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により校外での学習機会が制限されることとなり、このような状況下において、学校内の実習を充実を図るため、昨年度の補正予算事業「産業教育実習環境整備事業」により先進機械等11種を導入しました。

調査先からは「先進機械導入により、校内実習の幅を広げることができたので、今後は、校外実習の内容をより充実させることができるのではないかと期待している。また、就農前の高校生にスマート農業を取り入れた実践的な学びの環境を提供できるようになり、農業への夢や希望が膨らみ、就農意欲を高めることできたのではないかと考えている。今後の課題としては、機械のランニングコストや教員の配置、育成である。」との意見がありました。

### ② 県立都城泉ヶ丘高等学校「コロナ禍におけるICT環境整備の現状と課題」

県立都城泉ヶ丘高等学校では、国のGIGAスクールネットワーク構築事業、県の高等学校「学びの保障」教室ICT整備事業を活用し、タブレット導入や無線ネットワーク環

境の充実といったハード面に加え、ソフト面では、メール、ビデオ会議などの機能が搭載された「Google Workspace」の運用を開始しています。

生徒の「学びを止めない」ために、学校ホームページの強化、学習支援ポータルサイトの開設、学習相談用メール、健康状態等アンケートなど、ICTを活用した様々な対策に取り組んでおり、感染拡大時には、始業式などの式典や、大学出前講座などの各種講演会をオンライン形式で実施しています。

「Google Workspace」により、授業の板書やクラスの連絡事項を掲載することで、休校時や登校できない生徒に対する学習支援を促進するとともに、教員間の伝達にも活用しています。

また、ICT教育推進委員会を立ち上げ、業務効率化と授業改善をテーマにした中高合同の教員研修を実施しており、ICT活用推進期間を設定して、教員の利活用を進め、現在、85%を超える教職員が利活用しています。

これらの取組により、教員のICTに係る意識改革も進み、ベテランと若手の教え合い、学び合いが日常化してきています。

### **(3) 県への提言**

感染者、濃厚接触者となった際の、欠席による勉強の遅れに対する不安、学校行事の中止・延期による生徒同士のつながりの低下など、長期化するコロナ禍により、児童生徒の不安が払拭されないままの学校生活が非常に懸念されるところです。

今後も、感染拡大の波が断続していく可能性もあることから、休校や隔離中も勉強が継続できるオンライン授業の検討など、児童生徒の学びを止めない体制づくりを更に推進することが必要です。

また、ICT環境や実習設備の整備により、新たに出てきた様々な諸課題に対応していく必要があります。

#### **① 児童生徒の負担軽減**

- ・ 感染者、濃厚接触者となった児童生徒の勉強の遅れに対する不安解消のため、隔離中も勉強が継続できる体制づくりを更に推進していくことを要望します。
- ・ ICT環境の整備により、生徒同士、生徒や教員とのつながりのツールが増えていることから、学習のツールとしての側面だけでなく、不登校等の様々な課題への活用も検討することを要望します。

#### **② 教員のICT能力向上**

- ・ 教員のICT能力の向上のため、教員間におけるICT活用事例の共有や各校での情報交換など、教員のICT知識の積極的な取得に努めることを要望します。

#### **③ 産業教育実習の更なる推進**

- ・ スマート農業の実習等について、機器の購入が進んでいるところですが、今後、ランニングコストや教員の配置、教員の育成が課題となってくると思われるので、それらの諸課題に対応できるよう検討を行うことを要望します。
- ・ 総合農業試験場や民間企業においても、スマート農業の実証検証を行っているので、それらの機関との情報共有等を図りながら、より効果的な実習に努めることを要望します。

### 3 県内の経済・観光対策について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響

##### ① 業況判断

県とみやぎん経済研究所が実施した県内企業のアンケート調査によると、令和3年1月～3月期の全般的業況DIは、マイナス23ポイントであり、マイナスの業況判断が続いている状況です。

その後、令和3年4月～6月期、7～9月期は、マイナス17ポイント、マイナス20ポイントでしたが、第5波が収束した10月～12月期はプラス8ポイントと、平成30年12月期以来12期ぶりにプラスに転じています。

##### ② 商工関連分野

###### ・ 飲食業・小売業

飲食業については、コロナの感染拡大の時期に連動して、2人以上の世帯における外食の家計支出（総務省「家計調査」）が、外出の自粛や消費マインドの低下、飲食店への営業時間短縮要請等により外食支出が減少しており、売上への影響が見られます。

小売業については、業態や取扱品目により販売動向に差が出ており（経済産業省「九州百貨店・スーパー販売動向」「九州コンビニエンスストア、専門量販店販売動向」）、巣ごもり需要や衛生製品への需要の高まりから、ホームセンターやドラッグストアで売上が上がっています。

また、百貨店・スーパー等は苦しい状況が続いていましたが、令和3年10月に、販売額が前年同月比プラス0.6%となるなど、5か月ぶりに増加しています。

###### ・ 観光業

交流人口の減少により、宿泊業は甚大な影響を受けており、関連する土産物販売、交通事業者などの売上も大きく落ち込んでいます。

延べ宿泊者数（観光庁「宿泊旅行統計調査」）は令和2年5月に底打ちした後、回復傾向にありましたが、令和3年1月、2月は感染拡大により大きく減少し、その後は、感染拡大・収束に連動して、増減を繰り返しています。

###### ・ 製造業

国内の製造業は、自動車生産台数の回復や半導体需要の拡大、中国を中心とした輸出の増加などを受け、総じて持ち直しています。県内の生産動向（県統計調査課「本県の鉱工業生産指数（季節調整済み）」）は、令和2年8月に底打ちして以降、輸送関連機器などの上昇に伴い、全体的に上昇傾向ですが、依然として感染拡大前の水準には回復していない状況です。

- **有効求人倍率**

本県の求人は全国平均を上回る形で推移し、緩やかに持ち直していますが、今後とも新型コロナウイルス感染症の影響を十分に注意する必要があります。

### ③ 農畜水産分野

- **消費・市場価格**

農産物については、キュウリやピーマン、マンゴーは、一時的な価格下落はあったものの、影響は小さいです。

花きについては、コショウランや茶の価格は令和2年に下落し、特にキクに関しては、令和元年、2年と連続で価格が下落している状況です。

畜産物については、牛枝肉は、令和2年初めから価格が大幅に下落しましたが、令和2年5月以降、緩やかに回復し、堅調に推移しています。

みやざき地頭鶏は、外食向け需要が中心であるため、需要が停滞しています。

水産物については、カンパチ等の養殖魚は、令和元年比約4割安で推移しており、マグロ等の高級魚は、令和2年3月以降、令和元年比3～5割安で推移しています。

- **輸出**

令和2年度の農水産物の輸出額は、過去最高の72.9億円となっています。

- **外国人材確保**

農業、水産業ともに、海外から技能実習生、特定技能外国人が入国できない事態が続いており、帰国困難や実習継続ができない技能実習生から特定活動や特定技能への在留資格変更による在留期間延長や国内人材の確保等により対応している状況です。

- **農泊**

令和2年4月以降、受入れが激減しており、令和元年度の教育旅行受入人数1,662人に対し、令和2年度は441人であり、7割以上の減となっています。

## (2) 経済対策に係る県の取組

### ① 商工観光労働部の取組

令和3年4月23日に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に事業者支

援分が創設されたことを踏まえ、5月以降、4つの柱で事業を組み立てています。

## **ア 事業継続と雇用維持のためのセーフティネット強化**

- ・ **県内事業者緊急支援事業**

県独自の緊急事態宣言により影響を受け、前年または前々年同月比の事業収入が50%以上減少している県内全域の事業者に対し、10万円を支給。

- ・ **緊急雇用維持支援事業**

コロナ禍の厳しい経営環境の中、国の雇用調整助成金等を受けながら、従業員を休業させるなどして雇用の維持に努力している事業者には給付金を支給。

- ・ **外国人技能実習生等受入事業者支援事業**

外国人技能実習生等が入国する際に、感染予防対策として実施される一定期間の待機等により生じる宿泊費など、事業者が負担する経費を支援。

## **イ コロナ下の経済活動を支える安全・安心の環境整備**

- ・ **宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業**

宿泊事業者が取り組む感染症対策や前向きな投資への支援。

- ・ **東京オリパラ等合宿受入推進事業**

東京オリンピック・パラリンピックに向けた海外代表チームの事前合宿の受入等に対し、万全なコロナ対策を実施するための費用の支援。

## **ウ 経済活動再開後の需要回復対策**

- ・ **みやざき商店街活性化支援強化事業**

商店街の実態をヒアリングし、活性化するためのプランの策定と、プラン実現に向けた専門家の派遣等を通じて、本県では昨年度1件しかなかった、国のG o T o商店街事業の活用事例を増やすとともに、取組効果を検証し、県内商店街に波及させるための支援を実施。

- ・ **ジモ・ミヤ・タビキャンペーン**

国の地域観光事業支援等を活用し、県民や隣県（熊本県、大分県、鹿児島県）在住者等向けの宿泊等割引や県内のお土産店や飲食店で使用できるクーポンを付与するキャンペーンを令和4年1月末を期限として実施。

平日分散型旅行を促進するため、県独自の取組として平日宿泊者に対してクーポンを追加付与。

第5波及び第6波といった感染拡大時において、一部の地域、一定の期間、キャンペーンを停止。

- ・ **未来を拓け！県産品販売促進強化事業**

みやざき物産館KONNEのインターネットショップにおいて、お得に商品を購入できるデジタルクーポンキャンペーンを実施。

また、県産品の需要喚起、新たな顧客の確保等を図るため、インターネットショップでアンテナショップ店舗のPRを行いながら、実際の店舗でのイベントを実施。

## エ 経済の再生と成長につなげる取組の支援

### ・ キャッシュレス版地域内経済循環支援事業

地域内で利用できる地域通貨ポイント導入など、キャッシュレス化に取り組むモデル的な市町村の取組を支援。

### ・ インターネット販売成長促進事業

コロナ禍を契機に拡大が続くインターネット市場への新規参入を増やすため、新規出店する事業者の初期費用の一部を新たに支援するほか、新規出店者も集めたweb物産展を開催。

### ・ 地域中小企業等新事業構築支援事業

新たな事業の構築や医療関連機器の開発、デジタル化の導入などの取組に対して支援。

### ・ ものづくり企業生産設備等改修支援事業

感染防止対策や生産性向上に係る設備改修等に対する支援。

### ・ ポストコロナを見据えたものづくり企業技術力向上促進事業

工業技術センターなどの試験研究機関と連携して行う新技術等の研究開発や体制に対する支援。

## ② 農政水産部の取組

「生産者を守る」、「消費・販売を活性化する」、「ピンチを発展に繋げる」という3つの視点で、現場の声を聞きながら事業を構築しています。

取組の全体像としては、「県民のくらしと地域の雇用を守る対策」として、セーフティネットや雇用維持と人材育成のための支援、「地域経済の再生に向けた対策」として、地産地消・応援消費の取組強化、「本県の新たな成長につなげる取組」として、農畜水産業の更なる成長産業化について、国の対策とも連動させながら、本県農畜水産業の特色やバランスを考慮して対策を実施しています。

## ア 県民のくらしと地域の雇用を守る政策

### ・ セーフティネット（経営安定対策、資金・融資）

コロナ禍における農業者の資金繰りを支援するため、経済変動・伝染病等対策資金について、貸付限度額の引上げや貸付金利の無利子化、保証料の全額助成を図り、令和2年度は、145件、9億5,000万円余の利子補給補助承認を行ったところであり、令和3年度も引き続き、内容の拡充を図り、支援を継続しています。

肉用牛については、令和2年度に引き続き、肥育経営の体質強化のための技術・経営支援を行う体制の充実や、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）への継続

加入促進による経営安定に向けた取組を推進しています。

みやざき地頭鶏については、生産調整からの回復途中にあることから、状況を注視し、更なる生産・販売体制の強化に取り組んでいます。

水産物については、消費減退や魚価下落に伴う漁業収入の減少等が懸念されることから、関係団体と連携し、漁業共済等の加入促進を図りながら、漁業経営の安定化に取り組んでいます。

#### ・ 雇用維持と人材育成のための支援

県内外の就農希望者を本県の農業法人等へ受け入れるため、引き続き参加枠を拡大して「お試し就農」に取り組んでいます。

就農希望者が本県での就農を安心して決断できるよう支援体制を強化するため、就農相談等の情報を一元管理するデータベースシステムの利用機関を、現在の県と農業振興公社から、市町村やJA等まで拡大するシステム改修を実施し、令和4年度から運用することとしています。

農福連携、Wワーク等の短期就労など多様な人材による労働力確保の仕組みの検討の場を各地域に設け、地域ごとの実情に応じた人材確保の取組実証を行うとともに、休憩所や簡易トイレなどの整備を行い、農業現場において就労・定着しやすい労働環境モデルの構築に取り組んでいます。

本県の外国人材で最も多いベトナム出身者を相談員としてJA宮崎中央会に配置し、県内でのコミュニティづくりなど、外国人材受入れ環境の向上に取り組んでいます。

県内農業法人等に対して、外国人材入国時の感染予防に伴う事業者負担軽減や国内代替人材確保等の各支援策の周知を図り、活用推進に取り組んでいます。

技能実習生等の円滑な受入れのため、漁協等への支援を行うとともに、特定技能制度の活用に向けて、現在各漁協が行っている登録支援機関の一元化について検討しています。

### イ 地域経済の再生に向けた対策

#### ・ 地産地消・応援消費の取組

コロナ禍における影響が見込まれる県産牛肉、みやざき地頭鶏、水産物について、夏休み明けから学校給食への食材提供に取り組んでいます。

宮崎のひなた農畜水産物お届けキャンペーンについて、引き続き影響が見込まれる宮崎牛等の各種品目において実施します。

水産物では運搬料助成による養殖魚等の滞留解消等の取組を、みやざき地頭鶏では、指定店等による販売PR等の取組を進めるとともに、コロナの感染拡大状況を注視しつつ、都市圏におけるみやざきフェアの開催等にも取り組んでいます。

### ウ 本県の新たな成長につなげる取組

#### ・ 農畜水産業の更なる成長産業化

茶の新たな販路拡大や茶園の若返りによる品質向上、他の品目への円滑な転換、漁業者グループが共同で行う漁業用機器の導入、養殖魚の出荷時期の分散化のための早期人工種苗の生産・供給体制の確保などについて支援しています。

県内産地及び消費地の食と農の関係者で構成する、みやざき食農連携プロジェクトプラットフォームにおける消費者ニーズに対応した商品開発等に取り組んでいます。

コロナ禍に伴う消費行動の変化等により、機能性表示食品の市場規模が拡大していることから、本県の強みである豊富な農畜水産資源や機能性の研究に関する知見等を生かし、総合農業試験場に専用の機器を整備し、研究人材の育成を行うなど、食の機能性に関する研究体制の強化を図り、機能性表示食品の開発等、新たな付加価値の創出に繋げていきます。

持続可能な農産物輸送の実現に向けて、「みやざき農の物流DX推進協議会」が中心となり、トラック予約システムや共同輸送の検証、パレット輸送に適した箱規格の統合・簡素化等を進めるとともに、産地における冷蔵施設や荷役設備、デジタルシフトに必要な機器等の導入を支援します。

農泊の魅力や安全・安心な受入れ体制を効果的に情報発信するとともに、日帰り体験ツアー等、アフターコロナに対応した新たな体験プログラムの開発支援を行います。

ひなたMAFiNの連携機能を強化し、リモートでの病害虫診断やスマート農業のマッチングを可能とするなど、コロナ禍における接触機会の軽減と利便性の向上等に取り組んでいます。

## エ 総合農業試験場の取組

新型コロナウイルス感染症対策として、様々な分野において「新たな生活様式」が求められており、農業分野におけるコロナ対応型の就業環境の改善が必要であることから、総合農業試験場においてスマート農業技術の実証を行い、農業者のスマート技術研修の場の提供を行うことで、現場への導入促進を図っています。

無人化・遠隔操作技術については、多機能自動給水栓、施設園芸の複合環境制御機器の実証を実施し、少人数作業対応技術については、防除用ドローン、アシスト機能付きトラクター、直進キープ田植機、ラジコン草刈機等の実証を実施しています。

農作業の労働負担に関する実態把握では、「収穫」「草刈り」「防除」が、疲れや痛みの原因となっており、スマート農業に関する調査においては、「ドローンを使った防除作業」「無人草刈機」「遠隔でのほ場状況把握」が関心の高い事項となっています。

また、6月に実施した「耕起・代かき」「田植え」作業におけるスマート農業機械の実証においては、既存の農業機械と比較して、作業時間が11～16%短縮し、経験の浅い作業員でも熟練者と同等の精度で作業が可能との結果が出ました。

現在、SNS等を活用（ひなたMAFiN、農試facebook、農試ホームページ、農試機関誌「まりのわ」）してPRするとともに、研究成果発表会や課題解決研修会等において、実証試験の成果報告や機械装置類の展示・実演を行って、農業者への普及を図って

います。

### **(3) 団体・企業等の取組**

県内の団体・企業への新型コロナウイルス感染症の影響や対策・取組を調査するため、宮崎県信用保証協会、宮崎県中小企業再生支援協議会、延岡市駅前複合施設エンクロス（10月19日）、一般社団法人高千穂町観光協会、日本情報クリエイティブ株式会社（10月20日）、株式会社ワン・ステップ（10月21日）に現地調査等を行いました。

#### **① 宮崎県信用保証協会、中小企業再生支援協議会「コロナ禍における中小企業支援の取組」**

令和元年度末から令和2年度までに対応した、コロナ関連融資制度に係る保証業務は、件数12,000件超、保証金額1,700億円超と、過去に類を見ない実績であり、借入を行った中小企業者は、今後、事業継続及び業績回復のために、経営改善や事業再生に取り組み、今後の返済に備える必要があります。

借入を行った中小企業者の9割が、コロナ関連保証に係る据置期間が3年以内であり、返済等に不安を抱える事業者への条件変更等のフォローアップが喫緊の課題となっていることから、信用保証協会では、条件変更等の返済緩和を実施していない6,800事業者に対し、資金繰りや経営課題等の相談に応じる旨のDMを送付しています。

上記のうち、令和3年度内に返済が開始される840事業者に対し、電話連絡を開始し、事業者との接点を増やして、きめ細かなフォローアップ・個社支援に努めています。

また、事業者の経営支援には、オール宮崎による体制が不可欠との考えから、県と信用保証協会が中心となり、金融機関・商工団体等の関係機関で構成する「宮崎県中小企業支援ネットワーク」を再構築し、ネットワーク内の全体会議やワーキンググループにより、事業者の抱える課題の共有や課題解決に向けた支援策等を検討しています。

このネットワークの連携により、事業者の経営状況に応じて、「みやざき経営アシスト」による支援や、中小企業再生支援協議会等による改善・再生支援を実施しています。

協議会では、通常、再生計画策定の支援を行っていますが、特にコロナ禍においては、中小企業者に代わり金融機関に対して特例リスク（コロナ感染症の特例リスクスケジュール）の要請を行ったり、再生計画の遂行が極めて困難な企業に対する再チャレンジ支援に取り組んでいます。

#### **② 一般社団法人高千穂町観光協会「コロナ禍における観光復興の取組」**

新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞する経済消費打開のため、高千穂地区農業協同組合、高千穂町商工会、高千穂町観光協会が幹事となり、高千穂町旅館業組合、高千穂町料理飲食店組合、高千穂がまだせ市場、高千穂あまてらす鉄道株式会社等を協力団体として、町民が一丸となった感染防止対策を実施するために、ネットワークを設立しています。

また、各組織で作成している感染対策マニュアルのチェック項目をクリアした店舗や施

設に対して、観光協会で作成した共通ステッカーを配付し、59の店舗・施設が加盟店となり、認定を受けた店舗は、観光協会のホームページで公開しています。

このように、町民が一丸となって、感染防止対策を実施している「安全・安心」な町として広くアピールし、経済回復に努めており、いまだ、コロナ前の令和元年度の水準には戻っていませんが、観光客数は回復の兆しが見えてきています。

令和3年10月20日まで、町での感染者は25人（県内6,000人）であり、ネットワークの取組等の成果も出てきていると考えられます。

### ③ 延岡市駅前複合施設エンクロス「コロナ禍における飲食店支援の取組」

平成30年のエンクロス開業時は、1年間で113万人の来客がありましたが、今年度は半期で44万人と、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が少なくなっているのが現状です。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて休業している市内の飲食店に対し、飲食店を応援したい人が、「後で食べに行くよ！」の応援の気持ちを込めて食事代を先払いし、コロナ収束後にお店を訪れることで地域飲食店を支援するプロジェクト「さきめし延岡」を、延岡信用金庫、延岡商工会議所と共同で企画し、「ごちめし（GOCHIMESHI）」サービスアプリを活用して実施しました。

この企画は、店舗登録手続に、印鑑証明書が必要など手間がかかることから、参加店舗は22にとどまり、また、当該アプリをダウンロードして利用することが、応援したいという年齢層にマッチしなかったこともあり、利用者は少なかったという結果に終わりました。

プロジェクトとして、想定していた成果をあげることができませんでしたが、企業や店舗との関わりができたことにより、それ以降、様々な地域イベントを行う上で、連携が取りやすくなった等の効果がありました。

その他のイベントとしては、短時間で楽しめるスポットを企画、「よりみちの駅～1 day マルシェ～」を入场制限しながら実施（飲食店や雑貨店など15店が参加）し、「よりみちの駅」当日は、旭化成の地域活性化推進グループによる健康チェック体験やJR九州主催のウォーキングイベントも同時開催し、地域の企業等とも連携を図っています。

### ④ 日本情報クリエイト株式会社「コロナ禍に対応した商品開発の取組」

日本情報クリエイト株式会社は、不動産業界に特化した、ITソリューションを開発・提供しています。全国に28拠点のサポート体制を整備しており、基幹製品としては、賃貸管理ソフト、業者間物件流通サービス（管理会社と仲介会社がクラウドで物件共有できるシステム）、非対面仲介サービス（オンラインの接客システム）などで、東京証券取引所マザーズに上場しています。

新型コロナウイルス感染症の第1波の時（令和2年5月）に、コロナ禍における不動産業務が継続できるよう、不動産会社の集客、内見、入居申込、重要事項説明業務を非対面で完結させる接客システム「非対面仲介サービス」を2か月で開発しました。

不動産会社は、全国に約12万社あり、廃業と開業が年間約5,000社ずつと新陳代謝の高い業界であること、また、新規開業する会社は、デジタル化への理解がある若い世代が多いので、そこに商機・ニーズはあると見込んでいます。

また、デジタル改革関連法の施行により、オンライン上での契約締結が可能となることから、現在、電子契約システムを開発中であり、不動産仲介から電子契約、物件や家賃管理まで一貫してできるよう、関連商品の開発・機能強化、DX化を推進し、他社との差別化を図っています。

また、営業拠点の進出は、都市部を中心としていましたが、地方都市にも伸びしろがあると感じており、今後とも、顧客のもとへすぐに駆け付けることができる体制を整備していく方針です。

#### ⑤ 株式会社ワン・ステップ「コロナ禍における新分野への取組」

株式会社ワン・ステップは、主な事業として、①イベント遊具企画・レンタル・販売、②イベント向け工作キット企画開発・卸販売、③防災・減災・感染症対策・医療関連機器の開発・販売・レンタルを行っています。

コロナに直面した当初、まず、2年間の資金シミュレーションを作成、最悪の状況を予測し、1年以内の売上を50%に戻せば、2年目のチャンスが出てくることを社内で共有しました。

支出を抑えるだけでなく、新規市場において、既存の技術を生かせる分野を模索し、新規・派生事業への取組を加速させ、イベント遊具（エアー遊具）企画のノウハウを応用し、エアー式簡易陰圧室の開発に着手しました。

陰圧装置の開発、ニーズ面といった2つの課題に直面しましたが、陰圧装置は、吸引や陰圧の分野に強い地元企業（アルバック機工株式会社）に開発依頼し、ニーズ面の課題については、動物病院や大学の協力により解決しました。

このエアー式簡易陰圧室は、令和2年度末には、売上全体の2割を占めるまでに成長し、柱の商品の一つとなっています。

今後の取組としては、エアーパネル（マットやパーテーション等に活用）や自動車水没防止フロートの開発など、防災分野への展開を進めています。

また、コロナ禍の中で、会社の課題として浮き彫りになったことは、社員の育成であり、社員の給与は100%をキープして、会社の姿勢を示すとともに、1 on 1 ミーティングなどの社員育成に注力し、社員自身の資質向上に努めています。

#### (4) 県への提言

経済復興対策については、景気の落ち込んでいる中小企業の支援や雇用対策・観光対策に継続して取り組むことに加え、コロナ禍による新しい生活様式、テレワークやワーケーションの進展など、新たな社会経済構造の変化を好機として、ウィズコロナに特化した取組や新たな変化に対応した取組に着目し、コロナ以前の状態に戻すだけでなく、コロナ前

を超えるといったゴールを見据えて取り組んでいくことが重要です。

また、これらの各種施策・制度については、支援の必要な県内企業等が十分に活用できるよう、周知徹底を図っていく必要があります。

### ① 経済対策

- ・ コロナ融資により事業継続を図ってきた企業は、返済が開始されると、経営が厳しくなる恐れがあるため、引き続き、企業への経営サポートを関係機関等と連携して強力に推進することを要望します。
- ・ 長期化するコロナ禍により、事業承継がスムーズに行かず、倒産や休業・廃業が増加する可能性もあるため、より綿密なサポートを行うことを要望します。
- ・ 農畜水産業においては、どのように経営を行っていけば生活が成り立つのか、その方向性をしっかりと伝えることにより、後継者育成や若者の就業定着を更に進めることを要望します。
- ・ 飼料価格や石油価格の上昇など、世界的な経済動向、供給減少を的確に把握をし、適宜、セーフティネット対策を行うことを要望します。

### ② 観光対策

- ・ 高千穂観光協会など、独自のネットワークを構築し、感染防止対策を行いながら観光客回復に向けた取組を行っている事例等もあるので、そのような情報について、他の観光地等とも意見交換・共有を図りながら、安全・安心な観光地づくりに取り組むことを要望します。
- ・ 県内の学校が県内において修学旅行を実施するなど、今までとは異なった傾向が出てきているので、県内旅行のパッケージを歴史教育などに特化するなど、ブラッシュアップを行いながら、教育委員会などの関係部局が連携して取り組むことを要望します。

### ③ 雇用対策・人材育成

- ・ 雇用環境については、業種間で濃淡があり、人手不足の企業や余力のある企業に、雇用のマッチングができるよう取り組むことを要望します。
- ・ 現在、人材育成に課題を抱えている企業が多いことから、事業の継続および発展に向け、自治体や関係機関等が連携し、情報共有を行いながら、人材育成の施策に取り組むことを要望します。
- ・ 観光業においても人材確保・育成が課題であるので、関係機関と連携し取り組むことを要望します。

### ④ 今後の事業継続のあり方

- ・ 現段階では、国の緊急経済対策の交付金等で事業を行っていますが、コロナ収束後は、その財源は見込まれない可能性が高いことから、今後は、事業の継続・内容について、

しっかりと精査し、予算を差配していくことを要望します。

#### ⑤ 社会経済の変化を本県の発展につなげる取組

- ・ コロナ禍によるテレワークやワーケーションの進展など、社会経済構造の変化は大きなチャンスであり、生活しやすい宮崎の環境を武器に、企業の誘致を行うなど、本県経済の発展・雇用創出に取り組むことを要望します。
- ・ 企業のウィズコロナに特化した取組や変化に対応した取組、業種・企業をまたいだ取組など、様々なチャンス・ヒントがあるので、そのような特化した取組について支援を行うとともに、情報の共有等を行い、本県経済の発展に取り組むことを要望します。

### III 結 び

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について総括して報告しました。

各調査項目に対する県への提言は、先に述べたとおりですが、第4波から第6波といった度重なる感染拡大において、業務負担が増大する中、着実に対策を実施しており、一連の対応を高く評価しているところです。

特に、感染力が非常に強いオミクロン株まん延の状況下において、県職員を多数動員し、保健所等の体制維持など、全庁あげての取組に敬意を表します。

引き続き、迅速かつ臨機応変に対応できるよう全庁体制の整備を進め、保健所体制の強化を図りながら、新型コロナウイルス感染症の変異株等の特性や、国における感染症法に基づく分類の見直し議論等について、しっかりとアンテナを張り巡らせ、柔軟に対応していただくことを期待しています。

また、「コロナ禍からの復興と成長活力の創出」を令和4年度の重点施策の一番に掲げていますが、県議会としても、新型コロナウイルス感染症に対して、今後とも最重要課題として取り組んでまいります。

第6波の急激な感染拡大により、感染防止対策と社会経済活動の両立について、いかにバランスを取り続けるかという困難な状況にも直面したところでありますが、医療機関や関係団体、市町村等との協力・連携をより強化していくことはもちろんのこと、県民一人ひとりの理解促進を図りながら、オール宮崎で、この長期化する「歴史的な危機」を乗り越えていかななくてはなりません。

県当局には、当委員会の提言を踏まえ、県全体で更なる総力を挙げた取組を推進していただくことを要望して、当委員会の報告といたします。



## IV 委員会設置等資料



(資料Ⅳ-1)

## 特別委員会の設置

(令和3年4月16日議決)

- 1 名称 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会
- 2 目的 感染症対策の強化及び医療体制・県内経済の安定へ向けて所要の調査活動を行うことを目的とする。
- 3 委員定数 12名
- 4 期限 令和4年3月31日までとする。
- 5 活動 本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、必要と認めた場合には議会閉会中も随時開催することができる。

(資料Ⅳ-2)

## 委 員 名 簿

(令和3年4月16日選任)

委 員 長 佐 藤 雅 洋

副 委 員 長 横 田 照 夫

委 員 星 原 透

委 員 徳 重 忠 夫

委 員 丸 山 裕 次 郎

委 員 西 村 賢

委 員 内 田 理 佐 (令和3年9月30日辞任)

委 員 日 高 利 夫

委 員 川 添 博 (令和3年11月25日選任)

委 員 渡 辺 創 (令和3年9月6日辞任)

委 員 岩 切 達 哉

委 員 山 内 佳 菜 子 (令和3年11月25日選任)

委 員 重 松 幸 次 郎

委 員 来 住 一 人

## 委員会活動経過の概要

令和3年4月16日

○ 臨時会

- 1 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会の設置
- 2 委員の選任及び正・副委員長の互選

委員長	佐藤雅洋
副委員長	横田照夫
委員	星原透
委員	徳重忠夫
委員	丸山裕次郎
委員	西村賢
委員	内田理佐
委員	日高利夫
委員	渡辺創
委員	岩切達哉
委員	重松幸次郎
委員	来住一人

令和3年5月17日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、今後の委員会の調査事項、活動方針・計画等について協議した。

- 1 福祉保健部、病院局、教育委員会
  - (1) 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について
  - (2) 新型コロナウイルス感染症に係る県立病院の取組について
  - (3) 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年6月28日

○ 委員会（6月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県内調査の調査先等について協議した。

- 1 商工観光労働部
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の商工観光分野における影響と取組

<p>令和3年7月20日</p> <p>○ 委員会（閉会中）</p> <p>次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外・県内調査の調査先等について協議した。</p> <p>1 農政水産部</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の農水産分野における影響と取組</p>
<p>令和3年7月27日</p> <p>○ 県内調査</p> <p>1 宮崎県総合農業試験場（宮崎市）</p> <p>試験研究リモートワーク推進事業の取組について調査を行った。</p> <p>2 宮崎県立高鍋農業高等学校（高鍋町）</p> <p>コロナ禍における教育実習の取組（産業教育実習環境整備事業）について調査を行った。</p>
<p>令和3年9月22日</p> <p>○ 委員会（9月定例会）</p> <p>次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外・県内調査の調査先等について協議した。</p> <p>1 福祉保健部、病院局、教育委員会</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に係る県立病院の取組について</p> <p>(3) 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について</p>
<p>令和3年10月19日～21日</p> <p>○ 県内調査</p> <p>1 宮崎県信用保証協会、宮崎県中小企業再生支援協議会（宮崎市）</p> <p>コロナ禍における中小企業支援の取組と今後の方向性について調査を行った。</p> <p>2 延岡市駅前複合施設エンクロス（延岡市）</p> <p>飲食店支援に係る取組（地域の飲食店を応援しようプロジェクト等）について調査を行った。</p> <p>3 一般社団法人高千穂町観光協会（高千穂町）</p> <p>コロナ禍における取組と今後の方向性について調査を行った。</p> <p>4 日本情報クリエイト株式会社（都城市）</p> <p>コロナ禍に対応した商品開発の取組と今後の方向性について調査を行った。</p>

<p>5 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校（都城市）          コロナ禍における I C T 環境整備の取組（「学びの保障」環境整備事業）について調査を行った。</p> <p>6 株式会社ワン・ステップ（宮崎市）          コロナ禍における新分野への取組と今後の方向性について調査を行った。</p>
<p>令和3年11月2日</p> <p>○ 委員会（閉会中）          次の事項について県当局から説明を受けるとともに、次回の調査内容等について協議した。</p> <p>1 総合政策部、福祉保健部、商工観光労働部</p> <p>(1) 県民経済や経済活動の安全・安心を高める取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひなた飲食店認証制度について</li> <li>・PCR検査の支援について</li> </ul> <p>(2) 今後の経済対策の方向性と令和4年度の重点施策について</p>
<p>令和3年12月9日</p> <p>○ 委員会（11月定例会）          次の事項について県当局から説明を受けるとともに、提言内容等について協議した。</p> <p>1 福祉保健部、病院局</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について</p>
<p>令和4年1月21日</p> <p>○ 委員会（閉会中）          委員会報告書骨子（案）について協議した。</p>
<p>令和4年3月14日</p> <p>○ 委員会（2月定例会）          委員長報告（案）について協議した。</p>
<p>令和4年3月16日</p> <p>○ 本会議（2月定例会）          委員会の調査結果について委員長が報告した。</p>

